

# 建設業における 社会保険未加入対策について

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課労働資材対策室

建設産業では現在、関係者一丸となって社会保険の未加入対策に取り組んでいます。建設業における社会保険未加入対策の必要性については、平成23年6月に建設産業戦略会議でとりまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」等において提言され、その後、平成24年度より具体的な取り組みが開始されました。

労働者の高齢化と若年入職者の減少が進む中で、社会保険等への加入を徹底することによって建設業の就労環境を改善し、産業の持続的な発展に必要な人材を確保していくことが急務となっています。また、保険未加入企業が法定福利費等の必要経費を負担しないことで、法律の加入義務を果たしていないにも関わらず競走上有利になってしまうという状況を是正することは、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築にも繋がります。

社会保険未加入対策を着実に推進するためには、元請・下請・行政が一体となって継続的に取組を実施していくことが必要です。その推進体制として、平成24年5月に学識経験者や業界関係者で構成する社会保険加入推進協議会を設置しました。この体制を中心に、平成29年度を目途に企業単位で許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況为目标として、それぞれの立場から社会保険未加入対策に取り組んでいるところです。

その中で、元受企業と下請企業の責任・

役割を明確化し、取組の指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成24年11月に制定しました。元請企業は、保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、下請企業の保険加入状況の把握につとめ、保険加入を指導する役割を担うことが求められます。「ガイドライン」では、個々の工事を下請発注する際の下請企業選定時に加入状況の確認と加入指導を行うこと、作業員についても作業員名簿を活用して加入状況の確認と加入指導を行うこと等を求めています。一方で下請け企業についても、雇用する労働者の社会保険加入手続きを適切に行うことが求められます。



また、技能労働者の社会保険加入を促進するためには、実際に労務を提供している専門工事業者等が社会保険への加入に必要な費用である法定福利費を確保できるようにする必要があります。法定福利費が発注者から下請け企業に適切に流れるようにするための取組の一つとして、法定福利費が見積金額の中でどのように扱われているか、必要な金額はどの程度かということを明らかにするため、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を進めています。専門工事業者が元請企業に見積書を提出する際に活用するため、各専門工事業団体においては、業界の特性等に応じた標準見積書を作

成しています。

平成26年12月に国土交通省が実施した実態調査では、法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について、調査対象現場で下請契約を結んだ企業のうち32.7%が全て又は一部から提出があったと回答しました。また、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を受けた結果として、53.7%が内訳明示された法定福利費を含む見積金額全額を支払う契約とした、と回答がありました。

また、平成27年4月には「ガイドライン」を改訂し、元請企業は下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を見積条件に明示することとしました。

さらに、見積書の提出を受けた上での適切な法定福利費の支払いの確保も重要になります。

社会保険未加入対策の目標年度としている平成29年度まで、残すところあと1年と少しになりました。国土交通省が行った公共工事労務費調査（平成26年10月）では、

雇用、医療、年金保険の3保険への加入率は、企業別では93%、労働者別では67%でした。本格的に社会保険加入の取組みを開始した平成24年度よりも前の平成23年10月の調査での加入率（企業別で84%、労働者別で57%）と比較して、それぞれ9%、10%の増加となっており、各関係者の取組みの成果が着実に表れてきている一方で、目標の達成のためには更なる取組みの徹底が求められているといえます。

社会保険加入を通じて技能労働者の処遇の向上と公平で健全な競争環境の構築を実現するには、引き続き建設産業に携わる関係者が一体となって、それぞれの立場から取組を推進していく必要があります。

